

離婚協議書

夫:〇〇（以下「甲」という。）と妻:〇〇（以下「乙」という。）とは、次の通り合意した。

第1条 （協議離婚）

甲及び乙は、協議離婚することに合意し、離婚届に各自署名押印の上、平成〇年〇月〇日までに届出をする。

第2条 （親権）

甲及び乙は、前条の離婚に際し、甲乙間に生まれた未成年の子:〇〇（平成〇年〇月〇日生まれ、以下「丙」という。）の親権者を乙と定め、乙が丙を引き取り、監護・養育する。

第3条 （財産分与）

甲は乙に対し、本件離婚による財産分与として、下記物件目録記載の不動産を譲渡し、平成〇年〇月までに、乙のために離婚届が受理された日付の財産分与を原因とする所有権移転登記手続きをする。ただし登記手続き費用は乙の負担とする。
不動産の表示（省略）

甲及び乙は、本件離婚による財産分与は行わず、甲及び乙が現在所有する財産及び権利は、各自の固有の財産及び権利とする。

第4条 （年金分割）

- 甲及び乙は、平成20年4月1日より前の婚姻期間中の乙の3号被保険者期間における甲の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）の按分割合を2分の1とすることに合意し、平成20年4月1日以降の婚姻期間中については、3号分割制度を利用して甲の厚生年金記録を2分の1ずつ分割する。（甲:生年月日〇〇、基礎年金番号〇〇、乙:生年月日〇〇、基礎年金番号〇〇。）
- 甲及び乙は、前項に関する手続きについて、日本年金機構の所定規定に従い協力して行うものとする。

第5条 （養育費）

- 甲は乙に対し、丙の監護・養育費用として、平成〇年〇月から、丙が大学（4年制大学のほかに短期大学、専門学校を含む。）を卒業（退学を含む。）するまで（ただし、満22歳に達する日の属する月を限度とする。）、月額金〇万円を毎月末日（当該日が金融機関の休業日に当たるときは、前営業日とする。）限り、甲の指定する次の金融機関の預金口座に振り込みにより支払う。

〇〇銀行〇〇支店 普通〇〇〇〇 丙

2. 前項の場合において、丙が大学に進学しなかった時は、甲は、丙が満20歳に達する日の属する月まで、前項と同様の方法により支払う。
3. 甲及び乙は、前項に定める養育費のほか、丙のために他特別の出費が必要となった場合には別途協議する。また、養育費は物価の変動その他事情の変更に応じて甲乙協議のうえ増減できるものとする。

第6条 (慰謝料)

甲は乙に対し、離婚による慰謝料として、金〇〇万円を平成〇年〇月〇日までに、乙の指定する口座に振り込んで支払う。

指定口座

甲及び乙は、本件離婚に関して慰謝料が発生しないことに合意した。

第7条 (面接交渉)

乙は甲に対し、甲が二カ月に一回程度、丙と面接交渉することを認める。面接交渉の日時、場所、方法は、丙の福祉を害することのないよう互いに配慮し、事前に協議決定する。

第8条 (確定効)

1. 甲及び乙は、本協議書をもって甲乙間の離婚に関する紛争を全て解決したものとし、本協議書に定めるほかには慰謝料・財産分与等名目の如何を問わず、一切の財産的請求をしない。
2. 甲及び乙は、本日現在、本協議書に定めるほか相互に何らの債権債務のないことを確認する。

第9条 (秘密保持)

甲及び乙は、本協議書の内容及び存在についての情報は、善良なる管理者の注意をもって取扱い、事前に書面により相手方の同意を得ることなく、当事者以外の第三者に開示又は漏洩してはならない。

第10条 (強制執行認諾)

甲及び乙は、本協議書に基づく金銭債務を履行しないときは直ちに強制執行に服することを認諾する。

第11条 (公正証書)

甲及び乙は、平成〇年〇月〇日までに本協議書を内容とする公正証書を作成する

ことを合意し、相互に公正証書手続きに協力する。

第12条 (準拠法・合意管轄)

本協議書は日本法に基づき解釈されるものとし、甲乙間の協議によっても、本協議書に関する紛争が円満に解決できない場合は、甲及び乙は、訴額のいかんにかかわらず、乙の住所地を管轄する家庭裁判所、地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記の通り合意したので、本書二通を作成し、甲乙各自署名押印のうえ各自一通ずつ所有する。

平成 年 月 日

甲：住所 _____

氏名 _____ (印)

乙：住所 _____

氏名 _____ (印)